

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
宮城県緊急非常事態宣言に伴う対応について

青年会館 一部（会議室貸出業務のみ）臨時休業のお知らせ

平素より、当会館をご利用頂き誠にありがとうございます。

宮城県緊急事態宣言及び休業要請を受け、当会館の会議室貸出業務を下記期間、臨時休業と致します。何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

尚、宿泊業務は、通常営業となっております。※1

記

【会議室貸出休業期間】 4月25日（土）～5月6日（水）

【営業】 ○宿泊業務

※1 上記期間については、共同浴室は使用中止となります。
シャワー利用のみの提供とさせていただきます。

○レストラン業務一部営業時間の短縮等

4月25日（土）から5月2日（土）まで

11：30～14：00（ランチタイムのみの営業）

5月3日（日）から6日（水）までは臨時休業。

一般財団法人宮城県青年会館